

一般社団法人和歌山県老人福祉施設協議会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人和歌山県老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を和歌山市に設置する。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、和歌山県内会員施設に対し老人福祉及び介護保険等に関する正しい知識の普及並びに理解の促進を図るとともに、サービスの質の向上確保に係る研修等を実施し、もって老人福祉及び介護事業の健全な発展と和歌山県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、第 3 条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- 1 老人福祉施設の向上及び運営の合理化
- 2 老人福祉施設の共同事業の推進
- 3 老人福祉施設従業者への研修及び親睦
- 4 在宅福祉政策による利用者へのサービス事業
- 5 対外福祉政策への取り組み
- 6 老人福祉施設利用者の福祉増進のための方策と研修
- 7 その他、目的達成の為に必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員たる資格は、次の各項の要件を備える者とする。又、会員を以て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団法人法」と言う。）の社員とする。

- (1) 社会福祉法人並びに公立の運営する施設及び一部事務組合・事業団が経営する次の

福祉施設の代表者（当該施設・事業所の開設者、管理者、又は当該開設者若しくは管理者が指定する者をいう。）であること。

- ① 特別養護老人ホーム
- ② 養護老人ホーム
- ③ 軽費老人ホーム（ケアハウスを含む。）
- ④ 老人デイサービスセンター
- ⑤ 老人短期入所施設（ただし、特別養護老人ホームに併設し、「老人短期入所事業」を行う者は、特別養護老人ホームに含める。）

(2) 和歌山県内に施設を有すること。

(会員の入会)

第 6 条 前条の資格を有する者は、理事会の承認を得て入会することが出来る。

(会 費)

第 7 条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会した時及び毎年、社員総会で決定された別に定める額を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員が代表者である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を当該年度終了後においても1年以内に納入しない場合であつて、かつ、催促に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

2 前項第2号に該当し会員資格を喪失する場合には、その後任者が会員資格を承継することが出来る。

(退 会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することが出来る。

(除 名)

第 10 条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において会員総数の3分の2以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。

(4) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、会長は当該会員に対し、除名の決議を行う社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において弁明の機会を与えねばならない。

3 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(退会に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条から第10条の規定により退会したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

第 4 章 役 員

(役員の数)

第12条 本会には次の役員を置く。

(1) 理 事 5名以上15名以内

(2) 監 事 2名

2 理事のうち、1名を会長、5人以内を副会長とする。

3 前項の会長を代表理事とし、会長、副会長、及び理事をもって一般社団法人法第91条第1項に定める業務の執行にあたるものとする。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長候補者は、予め会員による選挙によって選出するものとする。

3 理事会は、会長を選定又は解職する。この場合において、会員の選挙により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

4 副会長は会長が推薦し、理事会で決定する。この場合において、会長は、第2項の選挙の際に副会長候補者として推薦しておくことができる。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内のその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 監事には、次のいずれも含まれてはならない。

- (1) 本会の使用人である者
- (2) 理事又は他の監事の配偶者若しくは3親等内の親族その他特別な関係にある者
- (3) 理事又は他の監事と、他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐して本会業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第15条 本会の監事の職務は次の通りとする。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (8) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員が第12条に定める定数に足りなくなった場合は、任期の満了又は、辞任によって退任した役員は、新たに選出された役員が就任するまで、なお役員の職務を行う。

(役員報酬等)

第17条 役員は、無報酬とする。ただし、理事会の議決を経て定める規程に基づき、その職務を執行する為に要する費用を弁償することができる。

(損害賠償)

第18条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、その責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

(顧問)

第19条 本会には、5名以内の顧問を置くことができる。

- (1) 会長は、本会の役員経験者並びに学識経験者のうちから理事会の承認を得て顧問を委嘱することができる。
- (2) 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- (3) 顧問の任期は、2年とする。

(代議員の選出)

第20条 本会は、公益社団法人全国老人福祉施設協議会代議員及び予備代議員を会員より選出しなくてはならない。

- 2 前項の代議員及び予備代議員の選出は、別に定める「公益社団法人全国老人福祉施設協議会定款及び代議員等選任規程」に基づき決定される。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第21条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第22条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長の選定及び解職

2 前項第3号の会長の選定については、会員の選挙により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(種類及び開催)

第23条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。

(4) 第15条第5号の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により監事が招集するとき。

(招 集)

第24条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合又は第4号後段により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する者は、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれにあたる。

(決議)

第26条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、特別の利害関係を有する理事以外の理事総数の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の場合のときは議長が決する。

2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることはできない。

3 第1項の前段の場合には、議長は理事として表決に加わることはできない。

(議事録)

第27条 理事会の議事録については、少なくとも次に挙げる事項を記載しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席した議長及び選任された議事録署名人2人以上及び監事が署名、押印し、保存する。

第6章 社員総会

(社員総会の開催)

第28条 本会の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会とする。

2 通常社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合、いつでも理事会の議決を経て開催することができる。

(社員総会の招集)

第29条 社員総会は理事会の議決を経て会長がこれを招集する。

(社員総会招集の手続き)

第30条 本会の社員総会の招集は、社員総会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発するものとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第31条 本会の会員は、前条の規程によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することが出来る。この場合は、その会員が代表を務める施設職員でなければ、代理人となる事ができない。

2 代理人が代理をする場合、その会員から全権の委任を受けた者とする。

(社員総会の議事)

第32条 本会の社員総会の議事は、本会定款に特別の定めがある場合を除き、会員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員総会の議長)

第33条 本会の社員総会の議長は、社員総会ごとに出席した会員のうちから選任する。

(社員総会の議事録)

第34条 本会の社員総会の議事録は、議長及び出席した役員が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に挙げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 会員数及び出席者数
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議案別の議決の結果(可決・否決の別及び賛否の議決権数)

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(剰余金の分配)

第36条 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第37条 本会が精算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号の掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第39条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業報告等)

第40条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

第 8 章 合併及解散等

(合併等)

第41条 本会は、社員総会の決議その他法令に定めるところにより、他の法人との合併又は事業の全部の譲渡を行うことができる。

(解 散)

第42条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

第 9 章 公 告

(公告方法)

第43条 本会の公告は、電子公告の方法により行う。

第 10 章 附 則

(最初の事業年度)

第44条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第45条 本会の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	小	林	隆	弘
設立時理事	土	山	憲	一郎
設立時理事	坂	口	和	男
設立時理事	松	本		敦
設立時理事	和	田	吉	男
設立時理事	上	住	道	宣
設立時理事	北	村	則	晃
設立時理事	坂	部	美	智子
設立時理事	竹	中	昭	美
設立時理事	中	岸	由	美
設立時理事	西	川	富	雄
設立時理事	堀	畑	佳	久
設立時理事	向	井	博	子
設立時代表理事	小	林	隆	弘
設立時監事	中	谷	幸	子
設立時監事	西	辻	政	親

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

氏 名	住 所
小 林 隆 弘	
土 山 憲 一 郎	
坂 口 和 男	
松 本 敦	
和 田 吉 男	

上 住 道 宣	
北 村 則 晃	
坂 部 美 智 子	
竹 中 昭 美	
中 岸 由 美	
西 川 富 雄	
堀 畑 佳 久	
向 井 博 子	
中 谷 幸 子	
西 辻 政 親	

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人和歌山県老人福祉施設協議会を設立のため、設立時社員 小林隆弘、外14名の定款作成代理人である行政書士 尾崎達哉は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成24年4月20日

設立時社員 小 林 隆 弘

設立時社員 土 山 憲 一 郎

設立時社員 坂 口 和 男

設立時社員 松 本 敦

設立時社員 和 田 吉 男

設立時社員 上 住 道 宣

設立時社員 北 村 則 晃

設立時社員 坂 部 美 智 子

設立時社員 竹 中 昭 美

設立時社員 中 岸 由 美

設立時社員 西 川 富 雄

設立時社員 堀 畑 佳 久

設立時社員 向 井 博 子

設立時社員 中 谷 幸 子

設立時社員 西 辻 政 親

定款作成代理人

行政書士

尾 崎 達 哉